

(機捜) 第10号
(捜一・捜二・鑑合同)

平成元年3月29日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	A 0 0 0 1
保存期間	長 期
廃棄年月日	
担当係	企画指導係

三重県警察本部長

広域機動捜査班設置要綱の制定について (例規通達)

近時における情報化の進展、交通網の発達等の社会情勢の変化は、犯罪の一層の広域化をもたらすとともに、これらの広域的犯罪の捜査をますます困難化させているところである。

広域犯罪に対処するために最も肝要なことは、初動捜査の徹底及び関係府県警察による広域的な対応により、被疑者を事件の初期的段階で検挙することであり、また、継続捜査を余儀なくされた場合であっても、効率的な広域捜査を迅速に展開して、できるだけ早期に被疑者を検挙することである。

そのため、この度警察庁において、別添のとおり広域機動捜査班設置要綱（以下「要綱」という。）が制定され、本県においても、広域機動捜査班を次のとおり平成元年4月3日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 要綱制定の趣旨

この要綱は、広域捜査に精通し、機動力を持った専門部隊として広域機動捜査班を都道府県警察に設置し、都道府県警察間の緊密な連携に基づき、広域捜査力の強化を図ることを目的とするものである。

第2 要綱の解釈及び運用

1 定義 (要綱第2関係)

「広域」とは、原則として二つ以上の都道府県にわたる地域を指す。

2 設置、編成等 (要綱第3関係)

- (1) 刑事部機動捜査隊広域機動捜査班（以下「広域機動捜査班」という。）は、班長、副班長及び班員により編成し、その階級別指定人員数は、次表のとおりとする。

	階 級	人 員
--	-----	-----

班 長	警 部 補	1 人
副 班 長	巡 査 部 長	1 人
班 員	巡 査 部 長 巡 査	2 人 3 人

(2) 広域機動捜査班の勤務形態については、通常時においては3交替制勤務とし、対象事件が発生した場合においては、必要に応じて三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号）第18条に定める毎日勤務に移行することができるものとする。

3 任務（要綱第4関係）

「広域にわたる対応を要する部分及び機動力を要する部分」とは、おおむね次のような捜査をいう。

- (1) 対象事件に係る広域的な初動捜査
- (2) 現場設定を伴う身の代金目的誘拐事件、企業恐喝事件等における設定された現場に係る捜査
- (3) 警察庁指定事件等特に重要な対象事件に対するよう撃捜査、的割捜査等
- (4) その他広域重要事件捜査のうち特命事項

4 運用等（要綱第5関係）

- (1) 対象事件（対象事件に発展するおそれのある事件を含む。以下同じ。）が発生した場合には、刑事部機動捜査隊長（以下「機動捜査隊長」という。）は、事件主管課長と協議の上、広域機動捜査班を出動させて所要の捜査を行わせるものとする。
- (2) 広域機動捜査班が管轄区域外で捜査に従事する場合は、機動捜査隊長は、関係都道府県警察（以下「関係府県」という。）の機動捜査隊長（機動捜査隊が非独立隊のところにあっては捜査第一課長）に当該事件の概要等を速報するものとする。
- (3) 大規模な広域捜査を必要とする対象事件が発生した場合には、警察本部長は、関係府県の広域機動捜査班の出動を要請するものとする。
- (4) 広域的な初動捜査に当たっては、関係府県の広域機動捜査班と連携を密にして捜査に当たるものとする。

5 教育訓練（要綱第6関係）

対象事件を検挙するためには、高度の捜査能力とともに広域機動捜査を展開する上での土地鑑とチームワーク、高度かつ専門的な捜査技術等の向上が要求されるため、管区規模等による実戦的訓練に参加するものとする。

6 通信・装備資機材等（要綱第7関係）

広域機動捜査班には、広域機動捜査班用車のほか広域機動捜査班用移動指揮車、捜査用自動二輪車等の広域捜査に必要な車両及び各種通信・装備資機材を整備するものとする。

別 添

広域機動捜査班設置要綱

第1 目的

この要綱は、広域機動捜査班の設置、任務、運用等について必要な事項を定め、もって広域重要事件の早期検挙を図るとともに、その拡大又は再発を未然に防止することを目的とする。

第2 定義

1 広域重要事件

広域重要事件とは、広域にわたり発生している重要な事件及び広域にわたり捜査を必要とする重要な事件をいう。

2 対象事件

対象事件とは、広域機動捜査班がその捜査に従事すべき事件をいい、広域重要事件のうち次に掲げるものとする。

- (1) 殺人、強盗、放火等の凶悪事件
- (2) 人命に危険が及ぶおそれのある誘拐・人質事件
- (3) 特異な恐喝・脅迫事件
- (4) 犯行の手段・方法、被害の程度等からみて特異な窃盗事件
- (5) 暴力団の大規模な抗争事件
- (6) その他社会的反響の特に大きい事件又は社会的不安を引き起こすおそれのある特異な事件

第3 設置、編成等

- 1 都道府県警察に広域機動捜査班を設置するものとする。
- 2 広域機動捜査班の編成は、当該都道府県における広域重要事件認知件数、地理的条件等を考慮して別に定めるものとする。
- 3 広域機動捜査班の班員の勤務は、原則として3交代制とし、継続捜査に従事する場合等特に必要があるときは、日勤制に移行することができる。

第4 任務

広域機動捜査班は、対象事件の捜査のうち、広域にわたる対応を要する部分及び機動力を要する部分を行うことを主たる任務とする。

第5 運用等

- 1 対象事件が発生した都道府県警察の広域機動捜査班の対応
 - (1) 広域機動捜査班は、対象事件(対象事件に発展するおそれのある事件を含む。以下同じ。)を認知した場合は、迅速に所要の捜査を行うものとする。
 - (2) 広域機動捜査班は、その管轄区域外での捜査に従事する場合には、当該都道府県警察の広域機動捜査班と緊密な連携を保ちつつ所要の捜査を行うものとする。
- 2 その他の都道府県警察の広域機動捜査班の対応

(1) 広域機動捜査班は、他の都道府県で対象事件が発生した場合には、必要に応じ当該事件が自らの都道府県に波及したときに備えて所要の措置を採るものとする。

(2) 広域機動捜査班は、対象事件が発生した都道府県警察の要請を受けて所要の捜査を行うものとする。

第6 教育訓練

広域機動捜査班は、高度かつ専門的な広域捜査力の向上を図るための実戦的訓練に参加するものとする。

第7 通信・装備資機材等

1 広域機動捜査班には、班員2名に1台を基準として広域機動捜査班用車を整備するほか、班の規模に応じてその他の広域捜査に必要な車両を整備する。

2 広域機動捜査班には、通信・装備資機材を整備する。